

熊本県内水面漁場管理委員会

第366回議事録

令和7年（2025年）12月17日開催

第366回熊本県内水面漁場管理委員会議事録

開催日時 令和7年(2025年)12月17日(水) 午後3時30分から

開催場所 熊本県防災センター 3階 308会議室

出席者

(出席委員) 平岡政宏 堀川泰注 木下優喜 西田博之 川口葉子 川端義美
神田みゆき 木原久美子

(欠席委員) 小松野太樹 福井春菜

(水産振興課) 課長補佐 松尾竜生 主幹 宗達郎

(事務局) 事務局長(課長補佐) 石動谷篤嗣 主幹 堀田英一 参事 徳留
剛彦 技師 寺嶋卓海

審議

1 開会

2 議事

議題

第1号議案

漁業権遊漁規則の変更認可について(諮問)

3 閉会

事務局	<p>それでは定刻になりましたので、第366回熊本県内水面漁場管理委員会を開催いたします。</p> <p>委員会開催にあたり事務局から報告いたします。本日の委員出席者数は10名中8名で過半数に達しておりますので、熊本県内水面漁場管理委員会規程第5条の規定に基づき、本委員会が成立していることを報告いたします。</p> <p>議事に入ります前に配付資料の確認をさせていただきます。第366回熊本県内水面漁場管理委員会次第と書かれた資料を1部、漁業関係法令集を1部お配りしております。不足している資料はありませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは平岡会長よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>皆さんこんにちは。12月の年末のお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。今日はこの後研修と意見交換会を予定しております。どうぞよろしく申し上げます。それでは、福井委員が後から来られると聞いておりますが、ただ今から第366回熊本県内水面漁場管理委員会を開会いたします。議事に入ります前に、熊本県内水面漁場管理委員会規程第10条で定められております議事録署名につきましては、本日は川口委員と川端委員にお願いいたします。また、議事録作成後は、漁業法第145条第4項の規定により、熊本県のホームページに掲載し、公表することとします。なお、議事の進行につきましては、皆様のご協力をお願いします。それでは早速でございますが、議事に入りたいと思います。第1号議案「漁業権遊漁規則の変更認可について」水産振興課から説明をお願いします。</p>
水産振興課	<p>水産振興課でございます。漁業権の遊漁規則の変更認可について説明させていただきます。まず、漁業権について法令集に添付している資料を用いて説明させていただきます。法令集の上から1枚目をご覧ください。1ポツ目、漁業権とは、漁業法に基づき、都道府県知事が免許をするもので、一定の水面において排他的に特定の漁業を営む権利になります。3ポツ目、漁業権には、地元漁民が共同で漁場を利用して漁業を営む共同漁業権、一定の区域内で養殖業を営む区画漁業権、水深が27メートルより深い場所で定置漁業を営む定置漁業権の3種類があります。2ページ目をご覧ください。内水面の共同漁業権にはあおのりなどの藻類、しじみなどの貝類などの定着性の水産動物を採捕する第一種共同漁業と、内水面で営むあゆ漁業や、やまめ漁業などの第五種共同漁業があります。熊本県内では、共同漁業権が17件免許されて</p>

	<p>おり、区画漁業権及び定置漁業権の免許はありません。3ページ目をご覧ください。県が共同漁業権を免許する際、漁業種類や漁業の時期を規定しますが、使用可能な漁具や採捕可能な期間等は、漁業権行使規則や遊漁規則により漁協が定めることと規定されています。行使規則は、免許を受けた漁協の組合員が共同漁業権に基づいて漁業を営む際のルールを定めており、遊漁規則は、漁協に所属しない遊漁者などが遊漁を行う際のルールを定めたものになります。行使規則、遊漁規則ともに県の認可が必要で、その変更についても同様に県の認可が必要となっています。資料の下段に遊漁規則を変更する場合の流れを示しています。漁業法第170条第3項で知事の認可が必要と定められ、同条第4項で、遊漁規則の変更認可の申請があった場合、県は内水面漁場管理委員会へ意見を聴かなければならないと規定されています。今回、水俣川漁業協同組合から遊漁規則の変更認可申請がありましたので、変更の認可についてお諮りするものです。資料2ページ及び3ページをご覧ください。内共第7号共同漁業権遊漁規則の全文につきましては資料4ページから9ページに掲載しておりますが、変更理由及び新旧対照表で説明いたします。今回の変更点は、第8条第2項第1号に規定している「組合が依頼した鑑札交付所」の削除及び変更です。アの中川釣具店が廃業したことによる削除と、ウの下田商店が岡部商店に変更となったものです。以上が、遊漁規則の変更に関する説明になります。次に、都道府県知事が遊漁規則を認可する要件ですが、漁業法第170条第5項で、遊漁を不当に制限するものでないこと、と定められております。今回の改正につきましては、組合が依頼した鑑札交付所の変更であり、関係法令に抵触するものではありません。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま、水産振興課から説明がありました。委員の皆さんから御質問、御意見はございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>ほかに何か御意見はございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。第1号議案「漁業権遊漁規則の変更認可について」は、「特に意見なし。」と回答してよろしいですか。</p>

委員	はい。
議長	<p>それでは、第1号議案については、「特に意見なし」と回答します。 本日、事務局が予定した議題等は以上ですが、皆さんから他に何かございませんか。</p>
委員	ありません。
議長	事務局から何かありませんか。
事務局	<p>事務局です。去る11月11日、佐賀県で開催された全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック会議において、平岡会長にご出席いただき、前回委員会で協議いただきました国への令和8年度提案事項について、本県提案内容が反映され、全て承認されましたこと、お知らせいたします。なお、今後、各ブロックの提案事項が全国内水面漁場管理委員会連合会事務局で取りまとめられ、来年度開催の総会に諮った後、国へ提案活動が行われる予定です。</p>
議長	<p>他にありませんか。 無いようですので、これをもちまして第366回熊本県内水面漁場管理委員会を閉会します。</p>